

品川区障害児通所支援等利用者負担助成実施要綱

制定 令和7年4月1日 区長決定 要綱 第111号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）が障害児通所支援および日中一時支援（以下これらを「通所支援等」という。）の利用に要する利用者負担（以下「利用者負担」という。）を助成することにより、所得にかかわらず、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条に規定する障害児（以下「障害児」という。）のいるすべての家庭の経済的な負担を軽減し、子育て支援を図ることを目的とする。

(助成対象サービス)

第2条 この事業の助成の対象となる通所支援等は、以下に該当するものとする。

- (1) 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定による地域生活支援事業として、品川区障害者日中一時支援事業実施要綱（平成23年要綱第30号）第2条に規定する日中一時支援

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者は、区内に居住する前条に規定する通所支援等を受けた障害児の保護者であって、負担額を負担するものとする。

(助成金の額)

第4条 この要綱による助成は、以下に該当する額とする。

- (1) 障害児通所支援に係る法第21条の5の3第2項第2号に規定する額をいい、当該額について、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）その他の法令の規定による軽減措置がある場合には、当該軽減措置適用後の額とする。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号から第3号までに規定する区分に該当する額とする。

(助成の申請)

第5条 この要綱による助成の申請は、助成を受けようとする者が、品川区児童福祉法の施行に関する規則（昭和40年規則第17号）第2条の5定める通所支援等の利用の申請書により品川区長（以下「区長」という。）に申請したことをもって、本助成の申請があったものとみなす。ただし、聞き取り等により通所支援等の申請者に助成を拒否する意思が明らかな場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、通所支援等の内容変更申請においても同様とする。

(助成の決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、速やかに助成の可否を決定し、別に定める通所支援等の決定通知書により、同条の申請をした者に

通知しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により助成の決定をしたときは、同項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）に交付する別に定める通所支援等の受給者証の特記事項欄にその旨を記載するものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（助成の方法）

第7条 助成決定者は、通所支援等の利用に係る負担額の支払の免除を受けたものとする。

- 2 区長は、助成決定者が法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者（以下「事業者」という。）から通所支援を受けたときは、助成決定者の負担額を予算の範囲内において、事業者に支払うものとする。

- 3 区長は、前項の規定による負担額の支払を東京都国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、事業者による負担額の請求は、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の請求に併せて行うものとする。

（助成金の返還等）

第8条 区長は、助成決定者が偽りその他不正の手段により助成の交付を受けたときは、当該助成金の交付決定を取り消し、その返還をさせるものとする。

（委任）

第9条 この要綱の適用について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

（その他）

第10条 助成金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年規則第4号）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

（助成に関する経過措置）

- 2 この要綱の適用の際、現に区の通所支援等を利用している者であって、第3条に規定する助成対象者に該当するものに係る第5条の適用については、当該助成対象者から同条の申請があったものとみなす。ただし、この要綱に基づく助成について、拒否の意思表示があった場合は、この限りでない。